

奈良市高の原第四自転車駐車場利用券(プリペイドカード)還付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号。以下「条例」という。）

第7条及び奈良市自転車駐車場条例施行規則（昭和59年奈良市規則第45号。以下「規則」という。）

第10条第1項第4号の規定に基づき、高の原第四駐車場の再整備に伴い、奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和8年奈良市条例第13号）及び奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年奈良市規則第28号）により令和8年9月1日をもって発行根拠及び使用に関する規定を廃止した利用券について、その未利用残高を有する所有者に対して行う使用料の還付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高の原第四駐車場 奈良市高の原第四自転車駐車場（条例第2条に規定するものをいう。）をいう。
- (2) 旧条例 高の原第四駐車場の再整備に伴う奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和8年奈良市条例第13号）による改正前の条例をいう。
- (3) 旧規則 高の原第四駐車場の再整備に伴う奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年奈良市規則第28号）による改正前の規則をいう。
- (4) 利用券 旧条例第5条第2項に規定するプリペイドカードのうち、旧規則第5条第1項に定める奈良市高の原自転車駐車場利用券（旧規則別記第6号様式の2）をいう。
- (5) 既納使用料 利用券の交付を受ける際に納付した使用料（旧規則第5条第1項の規定により1枚につき3,000円）をいう。
- (6) 利用可能額 利用券に電磁的方法により記録された利用料金への充当が可能な額（旧規則第5条第1項の規定により1枚につき3,300円）をいう。
- (7) 未利用残高 利用可能額のうち、令和8年8月31日までに利用されず残存している額をいう。
- (8) 使用相当額 利用可能額から未利用残高を控除した額をいう。
- (9) 残高確認リスト 高の原第四駐車場の再整備前に使用していた精算機の製造事業者が利用券に記録された金額情報を読み取り、利用券ごとの未利用残高を一覧にして市に提供する書面又は電磁的記録をいう。
- (10) 締め日 第7条に規定する申請の取りまとめを行う基準日をいう。

(還付申請の対象者)

第3条 還付を申請することができる者は、未利用残高のある利用券を所有する者とする。

(還付の対象となる利用券)

第4条 還付の対象となる利用券は、高の原第三自転車駐車場において発行された利用券とする。

- 2 利用券は磁気式カードであり、券面の目視によっては未利用残高を確認することができないため、未利用残高の有無及びその金額は、第7条に定める残高確認リストにより確認するものとする。
- 3 残高確認リストにおいて未利用残高が確認できない利用券（著しい破損、汚損等により精算機の製造事業者の端末で読み取ることができないものを含む。）は、還付の対象としない。

(還付額の算定)

第5条 還付額は、規則第10条第1項第4号の規定を適用し、既納使用料から使用相当額を控除して算定する。

2 前項の規定により算定した額が0円を下回るときは、還付額は0円とし、還付は行わない。

(申請期間)

第6条 この要領に基づく還付申請期間は、施行の日から令和9年3月31日までとし、郵送による申請の場合は、当該期間の最終日の消印があるものまでを有効とする。

2 前項の期間を経過した後の申請については、条例第7条ただし書きおよび関係法令に基づき、市長がその都度個別に還付の可否を判断するものとする。

(未利用残高の確認)

第7条 利用券は磁気式カードであり、目視によっては未利用残高を確認することができないことから、市長は、申請書とともに提出された利用券を取りまとめのうえ精算機の製造事業者へ送付し、残高確認リストの提供を受けることにより、未利用残高を確認するものとする。

2 精算機の製造事業者への利用券の送付は、概ね次に掲げる締め日ごとに行う。

(1) 初回の締め日 令和8年9月30日

(2) 2回目以降の締め日 初回の締め日の属する月の翌月以降、1か月ごとの末日

3 市長は、各締め日までに受理した申請に係る利用券を取りまとめ、当該締め日の到来後、速やかに精算機の製造事業者へ送付するものとする。

4 申請者が申請期間内に申請をした場合であっても、還付の処理は当該申請の直後に到来する締め日を基準に行うため、申請の時期によって還付金の支払時期が異なることがある。

(還付の申請)

第8条 還付を受けようとする者は、規則第10条第2項の規定に基づき、別紙1「自転車駐車場使用料還付申請書」（規則別記第10号様式に所要の補正を加えたもの。以下「申請書」という。）に利用券を添えて、次のいずれかに提出しなければならない。

(1) 奈良市高の原第三自転車駐車場（窓口持参に限る。）

(2) 奈良市役所 環境政策課（窓口持参又は郵送）

2 申請書の既納使用料欄には利用券の枚数及び1枚当たりの既納使用料（3,000円）を乗じた額を記載すれば足りるものとし、還付申請額を記載することを要しない。

3 還付額は、第7条の規定による残高確認リストの提供を受けた後に決定する。

(提出書類)

第9条 還付の申請に当たっては、次に掲げる書類等を提出するものとする。

(1) 自転車駐車場使用料還付申請書（別紙1）

(2) 還付対象となる利用券原本

(還付金の支払方法)

第10条 還付金は、申請者が指定する金融機関口座への振込みにより支払うものとし、現金による支払いは行わない。

2 振込手数料は、市の負担とする。

(還付金の支払時期)

第 11 条 還付金は、当該申請に係る締め日後、精算機の製造事業者から残高確認リストの提供を受け、還付額を確定した後、速やかに前条の口座へ振り込むものとする。

2 前項の振込みは、利用券の郵送及び精算機の製造事業者における確認作業並びに振込手続に要する期間を考慮し、当該申請に係る締め日が属する月の翌々月の上旬を目途とする。

(還付の決定通知)

第 12 条 市長は、第 8 条の申請を決定したときは、規則第 10 条第 3 項の規定に基づき、別紙 2「自転車駐車場使用料還付決定通知書」（規則別記第 11 号様式に所要の補正を加えたもの。）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の通知書の還付の内訳欄には、規則第 10 条第 1 項第 4 号の規定を適用し、第 5 条の規定により算定した額を還付する旨を記載する。

(利用券の取扱い等)

第 13 条 提出された利用券は、還付手続の完了後、市において回収し返却は行わない。

2 第 4 条第 3 項に該当する場合のほか、提出書類に不備があるときは還付を行わないことがある。

3 偽りその他不正の手段により還付を受けた者に対しては、既に還付した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(周知)

第 14 条 市長は、この要領の内容について、高の原第四駐車場における掲示、市ホームページその他適切な方法により、あらかじめ利用者に周知するものとする。

(委任)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、還付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 28 日から施行する。

(別紙1)

自転車駐車場使用料還付申請書

受付第 号

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 () _____

次のとおり自転車駐車場の使用料の還付を受けたいので申請します。

利用駐車場名	奈良市高の原第四自転車駐車場		
利用区分	☐ 自転車 ☐ 原動機付自転車 ☐ 自動二輪車(小型・中型・大型)	☒ 奈良市高の原自転車駐車場利用券	
既納使用料	(未利用残高があるプリペイドカードの枚数と、ご購入時の単価を乗じた金額をご記入ください。) カード枚数 _____ 枚 × 3,000 円 = _____ 円		
還付申請理由	高の原第四自転車駐車場の再整備に伴い、利用券の発行及び使用に関する規定が廃止され、利用券が使用できなくなったため。		
事務処理欄 ※ 記入不要	既納使用料 — 使用相当額 _____ 円 = 還付額 _____ 円		

注意事項

- 1 氏名・住所・電話欄と太枠内に記入してください。
- 2 利用券(プリペイドカード)の原本を添付してください。
- 3 該当する□には、レ印を記入してください。
- 4 この申請書は、奈良市高の原第三自転車駐車場(窓口持参のみ)又は奈良市役所環境政策課(窓口持参又は郵送)に提出してください。
- 5 還付金は利用券の残高確認後にご指定の口座へ送金いたします。申請から送金まで2か月程度かかる場合がございますので、予めご了承ください。

《返還金振込先》

銀行コード		支店番号 (ゆうちょ銀行の場合は店番)							
金融機関名	銀行 農協・信金 信組・労金	支店名							
口座種別	普通・当座 ・その他()	口座番号							
フリガナ								請求者との続柄 (請求者と名義人が異なる場合)	
口座名義									

(別紙 2)

自転車駐車場使用料還付決定通知書

申請者 住所

氏名

様

記

利用駐車場名	奈良市高の原第四自転車駐車場								
利 用 区 分	☐ 自転車 ☐ 原動機付自転車 ☐ 自動二輪車(小型・中型・大型)	☒ 奈良市高の原自転車駐車場利用券							
既 納 使 用 料	カード枚数 枚 × 3,000 円 = 円								
還 付 申 請 理 由 高の原第四自転車駐車場の再整備に伴い、利用券の発行及び使用に関する規定が廃止され、利用券が使用できなくなったため。									
還 付 の 内 訳 奈良市自転車駐車場条例施行規則第 10 条第 1 項第 4 号の規定および奈良市高の原第四自転車駐車場利用券(プリペイドカード)還付事務取扱要領に基づき、使用料									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33%;">既納使用料</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">使用相当額</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">還付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; height: 60px;">円 -</td> <td style="text-align: center;">円 =</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> を還付します。				既納使用料	使用相当額	還付額	円 -	円 =	円
既納使用料	使用相当額	還付額							
円 -	円 =	円							

自転車駐車場の使用料の還付については、上記のとおり決定しました。

通知第

号

年

月

目

奈良市長 仲 川 元 庸